

四半期報告書廃止に伴う改正開示府令等、公表—金融庁

去る3月27日、金融庁は政令71号「金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」および内閣府令29号「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正する内閣府令」等を公表した。

2023年11月公布の金商法改正における四半期報告書制度の廃止に伴い、政府令等の規定の整備が行われたもの。

改正の概要

主な改正点は次のとおり。

- 上場会社等が提出する半期報告書に関する規定を整備する。
- 次の事項について、臨時報告書の提出事由に追加する。
 - ・「企業・株主間のガバナンスに関する合意」の締結・変更
 - ・「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」の締結・変更
- 次の内閣府令を廃止し、財務諸表等規則、連結財務諸表規則において、従前の四半期財務諸表を第1種中間財務諸表、従前

・四半期連結財務諸表規則

適用関係

2024年4月1日から施行・適用される。

（連結）中間財務諸表等規則
 ・中間財務諸表等規則
 ・四半期財務諸表等規則
 ・中間連結財務諸表規則

2024年4月1日から施行・適用される。

（連結）中間財務諸表等規則
 ・中間財務諸表等規則
 ・四半期財務諸表等規則
 ・中間連結財務諸表規則

・専門委員会を開催した。

前回（2024年4月10日号（No.1707）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

なお、4月2日開催の第523回親委員会でも同テーマについて審議された。

「合理的に確実」の閾値に関する検討

公開草案に対して、「延長オプション」または「解約オプション」の行使可能性に関する『合理的に確実』の閾値に関して、蓋然性の程度が高い閾値であること（「合理的に確実」）を明確化すべきである」とのコメントが寄せられており、第134回専門委員会では、結論の背景に、米国会計基準トピック842「リース」の閾値の考え方に基づき、蓋然性を判断する旨を示していた。

この対応について、『合理的に確実』は蓋然性が高いことは記載されたものの、参考として記載されているトピック842の記載『発生する可能性のほうが発生しない可能性より高いこと（more likely than not）より

は高いが、ほぼ確実（virtually certain）よりは低い』では具体的な説明としては足りていない。理解を促進するためにも、経済的インセンティブの変化により『合理的に確実』とされる期間を説明するような設例の追加を」といった意見が聞かれていた。

事務局は、本適用指針案の設例8を見直すことを検討する余地があるとし、次の案を提示した。

関連する本適用指針案の設例8について、借手のリース期間の決定に関して、経済的インセンティブを生じさせる要因とその他の要因とを区別して、考慮する経済的インセンティブを生じさせる要因および判断の思考プロセスの理解に資する説明を追加するとともに、可能な範囲で結論を明示するように見直しを行う。

専門委員会からは賛意が聞かれたが、「表現についてはまだ明確化の余地がある」との意見も聞かれた。

第523回親委員会では、「経済的インセンティブに注目することで理解しやすくなった」など、案に賛成する意見が多く聞かれた。

会計 JICCPA実務指針等の移管指針 公開草案、公表議決—ASBJ

去る4月2日、企業会計基準委員会は、第523回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は次のとおり。

JICCPA実務指針等の移管プロジェクト

前回親委員会（2024年4月10日号（No.1707）情報ダイジェスト参照）に引き続き、日本公認会計士協会が公表した

会計

貸手のオペレーティング・リースに関する代替的な取扱い、米国基準を採用へ—ASBJ、リース会計専門委

去る3月27日、企業会計基準

委員会は第146回リース会計

貸手のオペレーティング・リースに関する代替的な取扱い
公開草案に寄せられたコメントにおいて、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分に関して、次の意見が聞かれていた。

- (1) 貸手についても借手同様に（リースとサービスの）一体処理の選択をできるようにすべきである
- (2) オペレーティング・リースにおけるリース構成区分の成果は、収益関係の表示・開示区分が変わるだけに終わることが大半であると想定され、純利益等に有意な影響を与えるケースは非常に少ないと考えられる

第509回親委員会では、「関連するリースを構成しない部分としてのサービスと、リースを構成する部分の収益認識パターンが同一である場合に、サービスとリースを一体として取り扱う余地があるか否かは過去の審議であまり検討してこなかったため、検討してどうか」という意見が聞かれていた。

事務局は、「リースを構成する部分とリースを構成しない部分の移転の時期およびパターンが同一である場合には、リースに係る収益の認識の時期とサービスに係る収益の認識の時期が同一となる。米国会計基準トピック842では、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の移転の時期およびパターンが同一である場合には、リースを構成する部分とリースを構成しない部分を単一の構成要素として会計処理を認めていることから、米国会計基準と同様の代替的な取扱いを認める」案を示した。

専門委員からは、方向性について異論は聞かれなかった。

第523回親委員会でも、「負担軽減に資する」と、賛成する意見が聞かれた。

会計

ユーロ円TIBOR公表停止への対応の可否、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る3月28日、企業会計基準委員会では、第215回金融商品専門委員会を開催した。主要な審議事項は次のとおり。

経理に「効く」法律雑字

裁判の移送

弁護士
白川 敬裕

取引の契約書に「本契約に関する切の紛争は、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする」と規定されているのに、札幌地方裁判所に提訴されたとしても、訴訟を提起された被告は、通常、裁判所に答弁書（請求に対する答弁や反論を記載した書面）を提出します。しかし、管轄の違う裁判所に提訴された場合、被告は、答弁書を提出する前に、あるいは「管轄が違う」旨の主張（管轄違いの抗弁）を記載した答弁書を提出したうえで、「移送の申立書」を提出することができず、「移送」とは、いったんは受理された裁判を、別の裁判所に移す手続です。前記の例でいえば、札幌地方裁判所は、契約書の合意管轄の条項などを確認して「管轄が違う」と判断すれば、「本件訴訟を福岡地方裁判所に移送する」と決定します（民法16①）。

被告が管轄違いの抗弁を主張せず、裁判期日に答弁（応訴）した場合は、その裁判所が管轄権を有するとされています（民法12「応訴管轄」）。

契約書に前記のような合意管轄の条項がない場合、札幌にも福岡にも管轄が認められることがあります。たとえば、金銭の支払を求める裁判は、原則的な管轄である「被告の住所地」以外に、「原告の住所地」にも管轄が認められることがあります（民法5①）。その場合、被告の住所が福岡、原告の住所が札幌であれば、札幌地方裁判所にも管轄があります。

管轄のある裁判所に提訴された場合でも、「裁判の著しい遅滞を避けるため」または「当事者間の衡平を図るため」必要があるときは、移送されることがあります（民法17）。

たとえば、尋問が必要となる多数の証人が福岡に在住している場合や、検証すべき物が福岡にある場合が考えられます。被告から移送の申立てがあり、裁判所が札幌で裁判を進めると著しく遅延すると判断すれば、福岡に移送されることになります。

被告から移送の申立書が提出されると、裁判所は原告の意見を聴いたうえで、移送するか否かを決定します。移送の決定が出ると、札幌地方裁判所は、訴訟の記録一式を福岡地方裁判所に送ります。そして、福岡地方裁判所であらためて事件番号と担当部が決まり、ようやく第1回

裁判期日が指定されます。なお、被告から移送の申立てがあり、原告も移送に同意した場合は、裁判所は原則として移送の決定をする必要があります（民法19①「必要的移送」）。

移送には、このような場所的な移送のほか、簡易裁判所から地方裁判所への移送もあります。訴える金額が140万円以下の場合、原則として簡易裁判所に提訴する必要があります。しかし、簡易裁判所が取り扱つのは少額かつ軽微な案件ですから、争点が複雑な案件は体制の整っていない「地方裁判所」で審理することが相当地です。

そのため、簡易裁判所が、相当地と認めるときは、地方裁判所に移送することができることとされています（民法18）。たとえば、140万円以下の敷金返還請求の裁判において原状回復の履行の有無が争点となり、現場の確認が必要なケース等が移送の対象となり得ます。

移送の決定または移送を却下した決定に対しては、不服の申立て（即時抗告）をすることができず（民法21）。

裁判の移送

なお、4月2日開催の第523回親委員会でも同テーマについて審議された。

金融資産の減損

ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）を採用する金融機関における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いについて審議が行われた。

第518回親委員会（2024年2月10日号（No.1701）情報ダイジェスト参照）では、SICRの判定について、「正常先に対する債権等は原則としてSICRが生じていないとみなすが、『正常先のうち低い内部信用格付区分』に含まれる債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、債権または債権グループごとに反証可能とする」などの事務局提案が示されていた。

この案に対して聞かれた意見をもとに、正常先に区分される債務者に対する債権等の取扱いについて、次の3つのアプローチが示された。

- ① 「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等についてSICRが生じているという反証可能な推定規定を設ける
- ② 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律にSICRが生じていないとみなす
- ③ 正常先に区分される債務者に対する債権について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する

専門委員から、「②は国際比較の趣旨にそぐわない。③があり得る」、「実務上の観点から②がやむを得ない」、「③の全期間引当は違和感。①をどこまで実務にアジャストできるか」など、さまざまな意見が聞かれた。

第523回親委員会でも、「①を原則とし、③を許容するのが望ましい」、「実務負担を考えると消去法で②」など、さまざまな意見が聞かれた。

ベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分

第521回親委員会（2024年4月1日号（No.1706）情報ダイジェスト参照）に引き続き、組合等の会計処理について審議された。

「組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益（PL））することとし、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択すること」が提案されていたが、聞かれた意見を踏まえ、次の再提案が示された。

組合等の構成資産である市場価格のない株式について、会計方針の選択として、時価評価（評価差額はOC）するオプションを設ける

専門委員から、賛成意見が多く聞かれた。

第523回親委員会でも、賛意が多く聞かれ、「減損や開示についても検討を」との意見が聞かれた。

ユーロ円LIBORの恒久的な公表停止に関する対応

LIBORの廃止に伴い、実務対応報告40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されており、金利指標置換後の取扱いについて、必要な場合にはあらためて確認することとされている。

2024年3月にLIBOR運営機関より2024年末にユーロ円LIBORの恒久的な

公表停止を行うことが公表されたことを踏まえて、審議が行われた。

事務局から、ユーロ円LIBORを参照する金融商品について実務対応報告40号を参考にした場合、繰延ヘッジ、包括ヘッジおよび金利スワップの特例処

理等の金利指標置換後の会計処理・注記事項に影響が生じる可能性があるものの、その対応が必要かどうかについて、意見が求められた。

専門委員ならびに第523回親委員会委員からは、対応は不要との意見が大勢を占めた。

金融

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方、検討開始

金融審議会サステナ情報開示・保証WG

去る3月26日、金融審議会は第1回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長：神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）（以下、「WG」という）を開催した。

2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始され、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の公開草案が公表されるなど、企業においても基準の適用に向けた準備が進むと考えられる。

WG設置の背景

2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始され、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の公開草案が公表されるなど、企業においても基準の適用に向けた準備が進むと考えられる。

SSBJ基準の具体的な適用対象や適用時期

事務局は、具体的な適用対象や適用時期について、次の2案を示した。

【案1】

・2027年3月期から時価総額3兆円以上の企業を対象

にSSB J基準の義務化

- ・2028年3月期から時価総額1兆円以上の企業を対象に、SSB J基準の義務化(保証を含む)
- ・2033年3月期からプライム上場企業を対象にSSB J基準の義務化(保証を含む)

【案2】

- ・2028年3月期から時価総額3兆円以上の企業を対象に、SSB J基準の義務化(保証を含む)
- ・2029年3月期から時価総額1兆円以上の企業を対象に、SSB J基準の義務化(保証を含む)

用者からの適用時期の早期化を求める意見などを理由に案1への賛同が多く聞かれた。その一方で、「実務の負担に鑑みて、義務化するのには2028年でもいいのでは」と案2を支持する意見も聞かれた。

開示基準の義務化に伴う先行適用

事務局から、前記案1・案2のように時価総額の大きい企業から先行して適用を始め、その後、2033年3月期を目標に全プライム上場企業へ適用を拡大することの是非について意見が求められた。

委員からは、EUの企業サステナビリティ報告指令(CSR D)が2028会計年度よりEU域外に適用されることや、利

委員からは「2033年と曖昧にするのではなく、具体的に何年と決めるほうが企業にとっても準備期間の逆算ができていいのでは」という意見や、「今の段階で全プライム上場企業へのSSB J基準の適用を表明するのは時期尚早である」などの意見が聞かれた。

**国際会計
SU、公表—FASB
概念基準書への参照を削除するA**

去る3月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2024-02「基準書の改善—

概念基準書への参照の削除の修正」を公表した。日本基準にはない概念基準書

(concepts statements)は、財務会計に関する基本事項を示したものであるが、「権威のあるもの(authoritative)」を示している基準書(codification)には含まれず、「権威のないもの(not authoritative)」とされている。基準書で概念基準書への参照を示すことが、概念基準書が「権威のあるもの」であるという誤解を生じさせることがある。

昇した過剰感は翌年からおおむね横ばいが続いていたが、全規模・全産業でマイナス3ポイントと不足に傾く兆しとなっている。

また、慢性的な雇用人員不足も大企業・製造業で、「最近」が17ポイント、「先行き」が18ポイントの不足と歯止めがかからない状況にはない。

総じて、来年にかけての事業活動の活発化を示しており、3月の春季労使交渉による賃上げの結果とあわせて、日銀が早期利上げに動きやすいデータは出つつあるといえる。

**金融
早期利上げの支援材料となる3月
日銀短観**

日銀が4月1日に公表した3月調査分の全国企業短期経済観測調査(短観)によると、大企業・製造業の業況判断DI(「良い」

32ポイントと減少しており、サプライチェーンを通じて産業全体に影響が拡大している。

「悪い」の%ポイント)は「最近」の項目が11ポイントで、前回2023年12月調査から2ポイント減少し、4期ぶりの悪化となった。また、「先行き」の項目は、「最近」より1ポイント減少した10ポイントだった。

一方で、積極的な設備投資計画が目立つ。大企業・製造業で2024年度は前年度比8.5%増加となった。この数字は、2.8%減額修正した2023年度の数字が基準だが、2024年度に29.3%と大幅減額となる土地投資額を含む数字だけに、生産・営業用設備投資に対する積極性が表れている。

産業別にみると、自動車は15ポイント減少で最も大きく、ダイハツ工業の認証不正問題による全車種出荷停止の影響と

実際に設備判断DI(「過剰」—「不足」)をみると、2020年のパンデミック頃、急速に上

*

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年 3月27日	「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」および「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」	金融庁	四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る対応を行うもの。四半期レビュー基準から期中レビュー基準への名称変更や、適正性に関する結論の表明の形式に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式を期中レビュー基準に導入するなどの改訂が行われている。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327-2/20240327.html	—
2024年 3月28日	金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について	東証	四半期報告書が四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、四半期決算短信の開示事項や期中レビュー等、所要の上場制度の整備を行うもの。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/mk1p770000003611t-att/gaiyo.pdf	—
2024年 3月29日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(令和6年度)	金融庁	有報の作成・提出時の留意事項としては、サステナビリティに関する企業の取組みの開示などが重点テーマとして挙げられている。また、有報のレビューについても、昨年度と同様、2023年1月施行の改正開示府令のサステナビリティに関する考え方および取組みの開示が重点テーマとされている。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-9/20240329.html	—
2024年 3月29日	サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案1号「一般開示基準(案)」、同2号「気候関連開示基準(案)」	SSBJ	わが国のサステナビリティ開示基準において、高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、IFRS S1号およびIFRS S2号に相当する基準の開発を行うもの。ユニバーサル基準公開草案のほか、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案も公表されている。コメント期限は7月31日まで。 https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html	—
2024年 3月29日	金融庁告示35号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件 等	金融庁	四半期報告書制度の廃止に伴い、企業会計基準33号「中間財務諸表に関する会計基準」を公正妥当と認められる企業会計の基準として指定するなどの改正を行うもの。2024年4月1日から適用。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-5/02.pdf	—
2024年 3月30日	法律8号 所得税法等の一部を改正する法律 等		令和6年度税制改正として、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制の創設等の措置を講じるもの。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/213diet/index.htm#a03	—

証券

新年度入り、内外投資家の投資態度はどうなるか？

4月から新年度が始まった。日本では3月が国家財政の年度末、多くの企業の決算月であることから、株式市場も年度末の株価水準が投資家の新年度の投資態度に強い影響を及ぼす。3月末に日経平均は4万円を

超え、前年度末を44%上回った。内外投資家の想像を越える事態が現実となった新年度、彼らはどうのような投資態度をとるのだろうか。日経平均が史上最高値を更新した現在、内外投資家の日本株に対する認識は大きく変わったと思われる。その先駆者が海外投資家である。海外投資家は

いち早く日本企業の経営改善・改革を評価して、昨年春頃から日本株投資を積極化し、日本株価上昇をリードしてきた。株価が上昇するにつれ、日本企業の収益改善の情報が増えてきたことから、海外投資家の慧眼には一

目置かざるを得ない。今後の彼らの動きは、日本企業の収益動向が他国と比較してどうかによるということになる。現在、日経平均に割安感

ないが、最近の日銀短観によれば、大企業の2024年度経常利益・純利益は3%台後半の減益予想である。今後、利益の上

方修正がなければ、海外投資家が日本株投資をさらに増やし続けることは困難で、これから日本株だけが突出して上昇することはまずないだろう。

国内では期待されてきた個人が今年3月になって買越し姿勢を強めてきた。これまで個人は株式を多く買うが売りも多く、結局は売越しとなって株価上昇には寄与してこなかった。それが昨年来の日本株価の予想外の上昇をみて、ついに投資態度を変えてきたようだ。しかも、バブル期のような浮つきはまったくない。

個人も海外投資家にならない日本企業の実力を見直してきたようだ。だが、これからは積極的な株式投資を続けるかどうかは、日本企業の収益増加が前提条件となろう。彼らが海外投資家の行動とは独立して動くことは、まだ難しいのかもしれない。